

令和6年度第1回尾張旭市総合教育会議 会議録

1 開催日時

令和6年7月30日（火）午後1時15分から午後2時45分まで

2 開催場所

尾張旭市役所南庁舎3階 講堂1

3 出席者

市 長	柴 田 浩		
教 育 長	三 浦 明	教 育 委 員	山 本 真依子
教 育 委 員	松 尾 功	教 育 委 員	鈴 木 厚 子
教 育 委 員	戸 原 弘 二		

4 傍聴者数

0名

5 出席した事務局職員

教 育 部 長	山 下 昭 彦	管理指導主事	伊 藤 和 由
教育政策課長	大 内 裕 之	文化スポーツ課長	周 防 康 尚
教育政策課長補佐	中 川 暢 顕		
企 画 部 長	山 本 和 男	企 画 課 長	谷 口 洋 祐
企画課長補佐	寺 尾 綾	企画課政策企画係長	田 中 広 樹
企画課主事	三 戸 大 聖		

6 議題

- (1) 尾張旭市教育大綱の変更について
- (2) 文化・スポーツに関する事務の所管について

7 会議の要旨

企画部長	それでは、定刻となりましたので、ただいまから「令和6年度 第1回尾張旭市総合教育会議」を開催させていただきます。 当会議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、公開の対象とするとともに、会議録作成のため、会議中の発言を録音させていただきますので、御承知おきください。 それでは、開催に先立ち、市長より挨拶を申し上げます。
市長	尾張旭市長の柴田でございます。 本日は、お忙しい中、御出席くださいます、誠にありがとうございます。 教育委員会の皆様方におかれましては、日頃から教育行政に関し、また、市政全般の推進について、多大な御理解と御協力を賜り、この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。

	さて、本市では、今年４月から市政運営の指針となる第六次総合計画がスタートしました。この計画は、分野横断的に施策を推進していく点や、将来に向けて重点的に実施する取組を設定している点が特徴です。 総合計画では、教育の分野では、「楽しさを感じるまちづくり」や「一人ひとりの個性や能力を発揮できる社会の形成」、「こどもの可能性を拓げる機会づくり」などで、様々な分野が横断的に連携しながら進めることとしています。 私は、市長就任当初から、少子超高齢化・人口減少が、最大の課題であると考えています。そうした中、全ての子どもに健全な学びの場を提供することが大切であり、それに加えて、個別に最適な学びができる環境を整えていく必要があると考えております。こうした取組により、将来の尾張旭、日本あるいは世界で幅広く活躍する人材が、数多く生まれることを期待しています。 また、総合計画に掲げる「楽しさ」の創出という点においては、スポーツの分野のポテンシャルが非常に高いと感じています。スポーツが本来持っている、「心身の健全な発達」という部分に加え、本市のブランドである「健康都市」との親和性の高さ、また、スポーツがもたらすエンターテインメント性という部分において、本市が進める各施策との融合により、より多くの市民の皆様の幸せや笑顔につなげることができるのではないかと思っているところです。 総合教育会議は、教育委員会の皆様と意思疎通を図りながら、多様な課題や、将来あるべき姿を共有し、連携して教育行政を推進していくための重要な協議の場です。 本日は、２つの議題を用意させていただきました。当会議が今後の本市の教育に対して、実のあるものとなるよう、本日は忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。
企画部長	<配布資料の確認> それでは、お手元の「次第」を御覧ください。 ２にありますように、(1)「尾張旭市教育大綱の変更について」、「文化・スポーツに関する事務の所管について」を本日の議題としております。 議題の進行につきましては、市長にお務めいただきます。よろしくお願いいたします。
市長	それでは、皆様よろしくお願いいたします。

	ただいま事務局から説明がありましたとおり、本日は、2つの議題を提示させていただきました。 まず、1つ目の議題「尾張旭市教育大綱の変更について」説明させていただきます、御意見を頂戴してまいりたいと思います。 この4月からスタートした第六次総合計画と第2次教育振興基本計画の内容を踏まえて、今般、大綱の見直しを図りたいと考えております。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (企画課長)	企画課長の谷口です。本日はよろしくお願いします。 それでは、資料1を御覧ください。「1 「教育大綱」とは」についてです。 (1)教育大綱は、地方公共団体の長、市長が、国の定める教育振興基本計画の基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの、と法律で規定されています。(2)地方公共団体の長に対して、策定の義務が課されています。(3)策定の際には、教育行政に混乱が生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが重要とされています。 これらを「2 本市における「総合計画」「教育振興基本計画」「教育大綱」の関係」において、それぞれの関係性を図で表しています。 教育大綱を中心に考えると、国の教育振興基本計画を参酌し、総合計画との整合を図り、総合教育会議を通じて、教育委員の皆様から御意見をいただくことで、本市の教育振興基本計画と調整を図りながら策定をしていくものです。 次に、「3 本市における「総合計画」「教育振興基本計画」「教育大綱」の策定過程」について御説明します。資料右上の表を御覧ください。「総合計画」と「教育振興基本計画」は、これまで、同じ時期に策定や見直し・改訂がされており、策定過程においては、「教育振興基本計画」は、「総合計画」における教育分野の個別計画という位置付けであるため、「総合計画」の内容と整合を図りながら策定されています。そして、「教育大綱」は、「総合計画」と「教育振興基本計画」の策定年度の翌年度に策定・変更されており、その内容は、「総合計画」や「教育振興基本計画」の内容を反映したものとなっています。 次に「4 今回の「教育大綱変更」に関する考え方の基本」です。

	現在の教育大綱と同様の考え方とし、「国の教育振興基本計画」を参酌して、「尾張旭市第六次総合計画」及び「第2次尾張旭市教育振興基本計画」との整合を図る内容に変更します。 ここまでの、教育大綱の変更に関する全般的な御説明です。 続いて、「5 教育大綱の体系と内容（案）」です。変更後の大綱の文案は、資料2となります。資料1と併せて御覧ください。 まず、(1)体系として、現状の教育大綱と同じく、「基本理念」、「目指す人間像」、「基本方針」、「重点目標」で構成します。なお、今回の変更により、「基本理念」の前に、教育大綱とはどのようなものなのかを説明する「前文」を付けております。 資料2を御覧ください。「前文」は、「1 基本理念」の上段にある部分です。前文では、「教育大綱の法的な設置根拠」と「総合計画」「教育振興基本計画」との関係、大綱の構成について説明しています。 次に資料1にお戻りください。5の(2)基本理念についてです。基本理念は、本市が今後進めるべき教育分野の方向性を示すもので、「第六次総合計画」で定める「めざすまちの未来像」と「第2次教育振興基本計画」で定める「本市の教育理念」を基にしながら、今回、内容の見直しを行っています。 資料2の1「基本理念」を御覧ください。この部分は、読み上げさせていただきます。 「笑顔あふれる学びを未来へつなぐ 尾張旭の教育」を掲げるとともに、その説明として、「第2次教育振興基本計画」で定める「本市の教育理念」、「つながり合い 伸びる 尾張旭の教育 ～子どもから大人へ 家庭から社会へ～」の根幹である、「誰一人、取り残されない教育」を基本とし、一人一人の持つ個性や能力を大切に、子どもたちの心に、ともに生きることの喜びを感じることでできる教育を進めます。そして、生きがいを持って、学び続けることができる「学びの場」を提供し、生涯にわたって、笑顔の絶えない、幸せを感じることでできる教育を進めます。としています。 次に資料1、5の(3)目指す人間像についてです。目指す人間像は、「第2次教育振興基本計画」で定める「本市の教育の目指す人間像」を引用しています。大綱での具体的な表記は、資料2の2「目指す人間像」を併せて御確認ください。 次に資料1、5の(4)基本方針についてです。基本方針は、基本理念の具現化に向けた目標や方向性を示すもので、「第六次総合計画」「第2次教育振興基本計画」で定める「施策」を引用しています。
--	---

	大綱での具体的な表記は、資料2の3「基本方針」を併せて御確認ください。 次に資料1、5の(5)重点目標についてです。ここに記載する項目は、国の教育振興基本計画で定める事項や、第六次総合計画の「重点パッケージ」に含む教育分野の「主な取組」を中心に作成しています。 ここで、少し総合計画について御紹介させていただきますので、お手元の第六次総合計画書を御覧ください。表紙にございます「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」、これが総合計画で定める「めざすまちの未来像」です。計画書をお開きいただき、32ページから35ページを御覧ください。総合計画では、保健・医療・福祉やこども・子育て、教育・生涯学習などの8つの分野を「基本目標」として設定し、各分野における施策を記載しています。加えて、市長の挨拶にもございましたとおり、めざすまちの未来像の実現のため、分野を横断して連携し、総合的に進める取組を「重点的に実施する主な取組」として位置付けています。39ページの図を御覧ください。縦軸には8つの分野「基本目標」を、横軸には分野を横断的に連携させるための「まちづくりの基本方針」がございます。図にある丸数字は「重点的に実施する主な取組」の数です。左から3つ目の黄色の縦軸、基本目標3の部分を見ていただきますと、全ての段に「②」という記載がありますとおり、教育・生涯学習の分野には合計で8つの「重点的に実施する主な取組」がございます。次に64ページを御覧ください。「施策3-1は主体的に学ぶ教育の推進」です。この施策の中には3つの「重点的に実施する主な取組」があり、計画書上では、「重3」や「重2」と記載されているものがそれにあたります。71ページまでが教育・生涯学習の分野の施策ですが、全ての施策に1つ以上の「重点的に実施する主な取組」がございます。これらの「重点的に実施する主な取組」を参考にしながら、教育大綱の「4 重点目標」を作成しました。 資料2の4「重点目標」を御覧ください。一つ目は、「様々な分野でグローバルに活躍し、リーダーシップを発揮できる人材育成を目指し、個性豊かな能力や才能を伸ばす学びの場を創出します。」としており、これは、柴田市長の教育に関する考えを示したものです。 2つ目から5つ目、「豊かな心と健やかな体や確かな学力の育成、多様な教育ニーズへの対応を図ります。」、「地域や学校での教育を支えるため、学校・家庭・地域の連携を図ります。」、「社会と
--	---

	つながり、生きがいのある豊かな人生を過ごすため、生涯学習活動の推進を図ります。」、「地域への愛着と楽しさを感じる暮らしを送るため、文化財の保護・保存及び次世代への継承を図るとともに、芸術文化・スポーツの振興を図ります。」につきましては、先ほど説明しました総合計画の重点的な取組を基にして作成しております。 以上、説明しましたとおり、今回の教育大綱の変更案においては、「前文」「基本理念」「重点目標」の部分を中心に、変更案を作成しております。 事務局からの説明は以上です。
市長	ただいま、「尾張旭市教育大綱の変更について」の説明がありました。 本日は、特に資料2の教育大綱案について、御意見をいただければと思います。説明のとおり、資料2教育大綱案の「前文」、「2 目指す人間像」、「3 基本方針」については、法律の条文、総合計画や教育振興基本計画を引用しています。また、教育大綱（案）の「1 基本理念」と「4 重点目標」には私の考えや想いも入れさせていただいております。 それでは、皆様から御意見を伺いたいと思います。説明内容に関する御意見のほか、説明内容の確認や御質問などでも結構ですので、是非ごつくばらんに、また遠慮なく御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。
鈴木委員	「4 重点目標」の1つ目の前半部分について、エリート教育というか全ての子どもたちに当てはまるわけではないと思いますが、そういった人材育成も必要だとは思いますが。しかし、ローカルな分野で活躍する子もいるだろうし、リーダーの下でサポートするような子もいて、様々な子どもたちがいる中では、前半部分と後半部分とのつながりが上手くいっていないように思いました。
市長	特定のジャンルだけでなく、スポーツを含めて、例えば、芸能活動や瀬戸市の藤井聡太さんのような様々な分野で大きく育って、最終的に活躍していかれるといいなという願いを込めています。 この項目は、何かを削って置き換えたものではなく、従来の重点目標に新たに1つ視点を加えたものです。
鈴木委員	前半部分と後半部分を入れ替えたら良いのではないのでしょうか。
市長	それもいいですね。
鈴木委員	先にリーダーシップを発揮できる人材育成を掲げても、このような人材はそう多くはいないと思いますので、数ある才能や個性の中

	からそういった人材を見つけ出していきたいという表現になると良いかと思います。
市長	御意見ありがとうございます。ほかに御意見あればお願いします。
教育長	鈴木委員が言われた「4重点目標」の1つ目ですが、ここの部分については、市長が特に重要とされた言葉と思います。教育分野においても、令和の日本型学校教育ということで、急激に変化する時代の中で、子どもたちが社会変化を乗り越えて、人生を切り開いて、グローバルで持続可能な社会の創り手となるような資質能力を向上させる教育が必要と文部科学省の教育振興基本計画等に示されています。その点からも市長の掲げられた「重点目標」の1つ目はリンクしていると思います。 鈴木委員が言われたように尾張旭の教育の基本は、「誰一人取り残されない教育」であるため、全ての子どもや大人にも才能を伸ばす、能力を向上させる場や機会を提供できることが必要だと思っています。 まちづくりの根本は、人づくりだと思っておりますので、才能を伸ばすという点ではいいのかなと思います。
市長	そのほかに御意見ある方はいらっしゃいますか。 前後を入れ替えたかどうかということについては、文脈的にも成り立ちますので、前向きに検討させていただきます。
戸原委員	教育大綱は、国の教育振興基本計画等を参酌して策定されると解釈しています。「目指す人間像」や「基本方針」は、総合計画や市の教育振興基本計画の文言をトレースしていると思いますが、教育大綱はそれぞれ整合性を図らなければならない一方で、異なる部分もあります。その中で、教育大綱とその他の計画において一緒である理由は何かありますでしょうか。
事務局 (企画課長)	4つの項目で教育大綱を構成しておりまして、「2目指す人間像」と「3基本方針」は、基本的に市の教育振興基本計画と同一の内容になっております。教育大綱に関する考え方は市町村によって異なっており、教育振興基本計画を教育大綱とすることも認められております。尾張旭市の教育大綱を策定する上で、教育大綱と教育振興基本計画をどのような関係性にするかについては、策定時や変更時にも議論されております。その中で、それぞれを別に策定するとしていましたが、重要な内容については、同一にすべきだろうということで、「目指す人間像」や「基本方針」は教育振興基本計画と同一の内容になっております。教育大綱と教育振興基本計画はそれぞ

	れ国の教育振興基本計画を参酌し、策定されるという考え方から、同一の内容にする方が良いのではないかとということで、事務局の方で案を作成させていただきました。
市長	当初は、ほとんどの項目が同じものにした案でありましたが、この4月から第六次総合計画もスタートしたこともあり、そのまま写し取るのは違うのではないかと私から発案しまして、新たな総合計画の一部を反映して、私自身の想いも込めて案を検討しました。しかし、基本計画からかい離することは良くないため、押さえる部分は押さえて、変える部分は変えることでさらに良いものにしていければと思います、今回の案にした経緯があります。
戸原委員	「基本理念」を基に「目指す人間像」があり、具体的な目標・方向性を定めた「基本方針」、それに基づき「重点目標」が設定されていると思いますが、中2つの「目指す人間像」と「基本方針」が教育振興基本計画と同様のものであることに不安を感じかけましたが、改めて読ませていただくと、「基本理念」や「重点目標」は、それぞれの計画と根本は同じであると思いますので、大綱の内容自体には納得いくものとなっていると感じています。
市長	ありがとうございます。 根本が同じであるということを押さえたつもりではあります。市長、教育長が代わった中での変化をどう取り込むかを苦心した結果と御理解いただければありがたいと思います。
松尾委員	総合計画は、計画期間が10年間というとても長いものであると思います。第一次から第四次までは健康都市や公園都市など一定の将来の都市像が設定されていましたが、現在は学校でも家庭でも多様性という言葉だけでは解決できないようなものが多く、10年という期間の目標を掲げるのは難しいと思います。 グローバルに活躍する人材の育成もとても大切だと思いますが、他市町村と比べて、例えば小学校の英語教育などの特徴的な事業に予算を付けて外国人講師を増やすなど具体的な構想があるのでしょうか。
教育長	今後は、「質の高い教育」が必要ではないかと思っております。そのうちの1つとして、松尾委員も御承知のとおり、プールの民間委託なども質の高い教育につながると思います。英語についても、コロナが明けて、オーストラリアとの行き来が再開できるようになりました。尾張旭の子どもたちにもグローバルな観点で英語に触れてもらえるようにしていきたいと思います。また、教育委員会の中でもそういった話題を出させていただきますので、市長と連携して

	質の高い教育を行っていきたいと考えています。
市長	松尾委員のお話でも出てまいりました、総合計画の「めざすまちの未来像」、いわゆる将来の都市像は、SDGs、多様性や福祉など重要なものが多いためどんどん長くなってしまいます。そのため、キャッチフレーズとしての意味がなくなってしまうことが懸念されました。市の職員でさえも「めざすまちの未来像」を暗唱できない状況になりかねないと思い、小学生にも覚えてもらえるようなものにしました。先日、小学校へ行き、どのような尾張旭を目指すかについて授業を行いました。その中で、「めざすまちの未来像」について話をし、後で感想文をいただいたのですが、1文字も間違えずに書いてくれました。変化の激しい今後10年にも市民との共通の理念となるような、普遍的な意味を持っている言葉と思っています。また、それらを教育の部分にも一部反映させるといいかと思ひまして、「基本理念」の部分に加えております。
教育長	市長が言われたように「基本理念」については、私自身、教育長としてこのような内容を様々な場面で述べております。本市の教育の根幹である「誰一人取り残されない教育」を目指し、子どもから大人まで生きがいを持って、学び続けられることができる「学びの場」を提供し、子どもから大人までが笑顔の絶えない、幸せを感じることができ、そして、未来へつながっていく尾張旭の教育を築き上げたいという私自身の想いを市長の想いと含めて、「基本理念」にしている。感謝と同時に嬉しく思います。
市長	今回のやり取りを通じて、教育委員会は市長部局と異なる執行機関ですが、一体となって進めていくことができる体制にあることを改めて認識、理解できたと思います。 ほかに意見等がありますでしょうか。
	<意見なし>
市長	ありがとうございました。 それでは、そろそろ時間となりましたので、1つ目の議題について、まとめさせていただきたいと思います。 本日は資料として、「教育大綱（案）」を提示させていただき教育委員の皆様方から、様々な御意見を伺うことができました。ただいまの御意見を参考にしながら、大綱の変更を実施してまいりたいと思います。内容については、もう少し精査させていただきます。 なお、今後も大綱の変更が必要となった場合は、総合教育会議を開催して皆様方から御意見等をお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

	それでは、1つ目の議題を終了したいと思います。
市長	続きまして、議題の(2)「文化・スポーツに関する事務の所管について」に移ります。 現在、フランスのパリで夏季オリンピックが開催されており、多くの競技種目での日本人選手たちのメダル獲得が期待されています。昨今、スポーツ界においては、世界で活躍する日本人選手が増えており、大いに盛り上げてくれています。本市においても、スピードスケートの元日本代表選手として活躍された吉永一貴さん、また、侍ジャパンで世界一を経験された中日ドラゴンズの高橋宏斗さんをはじめとして、日本国内だけでなく、世界で活躍するスポーツ選手がおられます。各競技のレベルは年々高まっており、そんな中でも活躍されている尾張旭市出身の選手がいることは、大変誇らしいことです。スポーツがもたらす効果は大きく、様々な分野や施策と絡ませることにより、より一層大きな効果をもたらし、市を盛り上げることができるのではないかと考えております。 そこで、現在、教育分野として位置づけられているスポーツの施策を他の様々な分野と一体的にまちづくりの一つとして取り組むため、市長部局への移管を検討したいと考えております。 それでは、資料について、事務局から説明してください。
事務局 (企画課長)	それでは、お手元の資料3「文化・スポーツに関する事務の所管について」説明させていただきます。 まず「1 現在の事務の所管」です。本市では文化・スポーツに関する事務は、教育委員会の文化スポーツ課で所管しております。 続いて「2 文化・スポーツに関する事務の法律上の取扱い」について御説明します。(1)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条で、教育委員会の職務権限が規定されています。また、(2)その例外として、同法第23条において、「職務権限の特例」が規定されています。ここでは、4つの項目について条例で定めることにより特例として認められることが定められています。(3)では、その改正時期や改正理由を記載しています。平成19年の改正では、学校体育を除くスポーツに関することと、文化財の保護に関することを除く文化に関することが改正されました。改正理由としては、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政と併せて、一元的に所掌することができるようにするためとされています。平成31年の改正では、文化財の保護に関すること、令和元年の改正では、図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で

	定めるものの設置、管理及び廃止に関することを改正しており、それぞれの改正理由は御覧のとおりです。 次に「3 愛知県内の各市の文化・スポーツ担当部署の所管状況」を御説明します。表の左側から、文化振興については、36.8%が市長部局で所管しております。また、文化財については21.1%、スポーツについては、34.2%が市長部局で所管されております。なお、各市の詳細な状況については、資料4を御確認ください。 次に「4 尾張旭市第六次総合計画における文化・スポーツの位置付け」として、第六次総合計画内では施策3-4に位置付けており、その「主な取組」である「芸術文化の振興」、「スポーツの振興」が「楽しさを感じるまちづくり」のために必要な重点パッケージ1の中に位置付けています。また、「文化財の保護・保存及び次世代への継承」は「まちに対する愛着や誇りの形成」に必要な重点パッケージ4の中に位置付けています。 最後に「5 今後の事務の所管の方向性（案）」について御説明します。まず、(1)スポーツについてです。こちらは、令和7年度からの市長部局への移管を検討したいと考えています。理由としては、第六次総合計画では、暮らしの中で「魅力」や「活気」、「健康」といった人生を彩る「楽しさ」を感じられるよう、スポーツの振興を図ることを主な取組としております。市長部局への移管によって、教育分野にとどまらずより幅広いまちづくりの視点から、他の施策や事業との一体的な推進が可能になると考えられるからです。ただし、学校体育に関する所管は引き続き教育委員会で継続し、スポーツ部局との連携が必要であると思います。 続いて、(2)文化財についてです。こちらは、当面、教育委員会での所管を継続したいと考えています。理由としては、第六次総合計画では、まちに対する愛着や誇りの醸成のため、地域とのつながりを促進するような文化財の保護・保存、次世代への継承を図ることを主な取組としております。地教行法では、職務権限の特例として「文化財の保護に関すること」が記載されていますが、平成29年中央教育審議会の地方文化財行政に関する特別部会において、文化財の保護に関する事務については、教育行政部局が担当することを基本とし、市長部局の権限の下に置く際は、「専門的・技術的判断の確保」、「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」、「学校教育や社会教育との連携」を条件とすべきとまとめられております。文化財は一度失われてしまうと再建することは
--	--

	できないものであり、市長部局が行う土地区画整理事業や開発許可などのまちづくりの施策と相反する側面があり、慎重な検討が必要であると考えています。 最後に(3)文化振興についてですが、将来的な移管について引き続き検討することと考えています。理由としては、第六次総合計画では、暮らしの中で「魅力」や「活気」、「健康」といった人生を彩る「楽しさ」を感じられるような市全体の芸術文化の振興を図ることを主な取組としております。本市の現状を見ますと、市長部局の福祉、都市整備、子育て、観光など各種施策との関連性は必ずしも高いとは言えず、他の施策と独立して展開することができているからです。また、文化財との関連性もあり、これらを分けて分掌することについては、慎重な検討が必要です。 事務局からの説明は以上です。
市長	ただいま、「文化・スポーツに関する事務の所管について」資料の説明がありました。 資料3の「5今後の事務の所管の方向性（案）」にありますとおり、「スポーツ」分野については市長部局への移管、「文化財」分野については教育委員会所管の継続、そして「文化振興」分野については将来的な移管について引き続き検討、とすることを、今後の方向性案として考えております。 それでは、皆様から御意見をお伺いします。説明内容に関する御意見のほか、説明内容の確認や御質問などでも結構です。いかがでしょうか。
戸原委員	所管の移管については賛成です。 1点質問いたします。学校体育は引き続き教育委員会での所管とありますが、他市町で民間委託も行われている部活動に関してはどちらの分野に入るのでしょうか。
事務局 (教育政策課長)	現在、部活動の地域連携・地域移行について検討している段階ですが、現状は、学校体育での位置づけと整理しています。将来的に地域移行によって、クラブ活動のようなものになると市長部局でのスポーツ部署が担当する可能性はあると考えておりますが、しばらくは学校体育の整理と考えております。
教育長	検討する段階では、当然、学校教育が担っていきます。しかし、将来的に、その受け皿が地域となった場合には、市長部局が所管することになることも考えられます。
戸原委員	ありがとうございます。 令和7年度に向けての移管の検討ということで、割とすぐ行われ

	ることかと思っておりましたが、その点について、教育委員会としてどちらを検討するべきかという意図で質問いたしました。
市長	地域移行については、どこが担うことができるかについて話を進めているところだと思います。結果としては、市長部局と教育委員会が連携して進めていくことになりますが、現時点では、学校教育の中の所管という整理です。 市長部局、教育委員会が別の組織だからといって全く別になるわけではなく、双方の連携を強化していくことが必要だと思っています。スポーツは、部局を越えて十分な連携を図らなければ、事業を進めることはできないと認識して進めていきますので、その点は御安心ください。
鈴木委員	まちづくりとの整合性を目的にスポーツを市長部局へ移管することを検討しているとのことでしたが、移管先の部は想定されているのでしょうか。 また、現状を見ると、未就学児の体育や遊びは、市長部局のこども部門が担っており、小学校以降の学校体育やその後のスポーツは、教育委員会が担っています。連携については課題があるのではないかと感じています。できれば、新しく所管する市長部局の担当が、流れを把握できる工夫が欲しいと思います。教育委員会には、保育園や幼稚園の情報は入ってきませんし、未就学児年代からすると、小学校の情報は入ってこないと思います。新しく所管する市長部局の担当に期待したいと思います。
市長	おっしゃるとおりで、保育園から小学校へ進学する際のつながり等については、今回の検討の段階で、この部分もなんとかないかと検討をしましたが、国の所管部署等が違うこともあり、現実的には難しいという結論に至りました。それらを認識した上で、保育園から小学校に上がる際の情報を担当部署が異なっても、連携を取って行えるよう引き続き努力してまいりたいと思います。 スポーツの移管先については、現在、鋭意検討中です。例えば、健康という観点からは健康福祉部を検討できますし、スポーツ協会などを市民活動団体と捉えると、市民生活部など別の部門も考えられます。いずれにしてもスピード感を持って、横の部署と連携が図れるような戦略的な部署に移管していきたいと考えております。
松尾委員	資料4 を見ると、移管を実施している自治体は、人口が多い、財政的に余裕がある市が多い印象です。尾張旭市は、財政的なゆとりがあるということでしょうか。
市長	ゆとりがあるというわけではありません。そういった視点で見る

	のは初めてでした。先程も述べさせていただきましたが、スポーツ部門の位置づけは、他の部署と一体化すること、生涯学習として事業を進めること、エンターテインメント性を持たせること、イベントとして1つ完結させようとするなど様々な切り口が考えられます。その中で、ある程度規模の大きい自治体には、そういった変化を十分許容できるだけの能力があるということではないかと思います。 本市は、大きな自治体ではありませんし、財政力を自慢できるものではありませんが、どのようにスポーツ事業を扱うか、発想の転換や、どのような戦略性を持たせるかに尽きると思っております。本市でも十分移管ができると思っておりますし、それにより、スポーツのさらなる振興を図っていきたいと思っております。
松尾委員	スポーツ施設として、例えば、市民プールが思い浮かびますが、老朽化等の問題があると思います。市長部局へ移管することで、何か新しい進展があるのでしょうか。
市長	市民プールの老朽化については十分に承知しております。具体的な方向性は申し上げられませんが、なんとか目に見える形のものを提案できるようにしていきたいと思っております。 市民プールの現在の所管が教育委員会ということについては、一般の市民からすると疑問に思う部分もあると思います。市民プールのような施設を今後どうしていくのか、市民の要請に応じてスピード感を持って対応するためにも、市長部局への移管を行う必要があると思います。
松尾委員	教育長が活躍されている棒の手など文化振興についても市長部局へ移管することでメリットが多いのではないかとお考えでしょうか。
教育長	先程の説明にもありましたように、文化には文化振興と文化財の2つがあり、私自身も行っている棒の手は、どちらかという文化財に含まれます。こちらについては、市長部局への移管については、効率的にもなかなか難しいものですが、文化財の活用や見せ方については、市長部局と連携してPRしていきたいと考えております。 どちらかといえば文化財という部分は、守りの部分になるため、そこは教育委員会でしっかりと守っていき、活用や見せ方について市長部局にお願いしていくような形になっていくかと思っております。
市長	市民祭にも棒の手に参加してもらっているように、上手く連携して、市民祭全体としての盛り上げを図りつつ、棒の手の将来的な保

	存につなげるような形が現時点で一番良いと思っています。将来的には所管の変更の検討が出てくるかもしれませんが、今は時期尚早と思っています。
山本委員	何が変わるのかということを考える中で、変化をプラスに思うことができてきました。同じ形でやっていると、どうしてもできない、先に進めないといった部分が、変わることで先に進めることができるようになるのは素晴らしいことだなと思います。連携ができなくなるのが懸念でしたが、しっかりと連携していくとのことでしたのでいいのかなと思います。また、こういう話を知らない人達は、変わったんだと純粹に思うだけかもしれませんが、そこをしっかりと検討することがすごく大事と思いました。様々な意見を聴きながら、どんどん先に進んでいく尾張旭になっていくと良いのかなと思います。
市長	ありがとうございます。 所管の変更を行う以上は、できる限り目に見える形で効果を実感していただけるよう、頑張って参りたいと思っています。
教育長	スポーツの事務の所管についての想いや気になる点を整理しましたので、お話しします。 スポーツ分野を教育委員会から市長部局へ移管することにより、スポーツを通じて、まちづくり、まちの活性化、健康づくりとの連携、イベントの誘致、プロスポーツ（トップアスリート）との連携、アスリートの育成、施設改修のスピード化、施設使用の拡大化、さらには、教育委員会が所管していない就学時前の子どもたちへのスポーツへの働きかけなどが期待できます。一方で、懸念点としては、次の3点を挙げさせていただきます。1点目は、子どもたちの健全育成です。社会体育が教育委員会から離れたときに、勝利主義のスポーツになりはしないか。また、学校教育に影響を及ぼすような過度な活動になっていないか。スポーツは、競争だけでなく、頭や体の発達やいろいろな感情、感性を育てます。子どもたちの発達、成長に欠かせないため、このような観点が失われていくことがないようにしてもらいたいと思います。 2点目は、部活動の地域連携の受け皿についてです。小・中学校の部活動の地域連携に当たって、地域スポーツクラブ、スポーツ協会、スポーツ推進委員に、受け皿として、協力・連携をいただいています。また、今後も拡大して、連携をいただくよう進めています。これらの団体が市長部局へ移管されたとき、協力・連携が停滞したり、円滑にできなくなることがないようにしていただきたいと思い

	ます。 3点目は、学校体育施設・社会体育施設の運用についてです。学校行事、地域行事などを優先して、学校体育施設を地域に開放していますが、学校体育施設は教育委員会、運用が市長部局となった場合、現在の柔軟でスピーディーな対応ができなくなることがないようにしていただきたいと思います。また、総合体育館などを中学校総合体育大会の会場としていますが、それを継続して使用できるようにしていただきたいと思います。 スポーツ分野の移管に関して、市長部局と教育委員会が連携を強化する必要があると思います。また、今回の移管をきっかけに、横の連携をしっかりととれる組織を作っていただきたいと考えます。 本日、市長の考え方、方向性を確認させていただきましたが、1つ気になる点として、当事者であるスポーツ協会、スポーツ推進委員や学校体育施設を所管している学校長などの方々の意見を確認し、理解してもらいながら進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。
市長	教育長から考えられるリスクや懸念事項について指摘がありました。なるほどと思い聞いておりましたが、現在の本市の状況からすれば、そうした問題が表面化しないように進めていけると自信を持っております。 教育長が言われたように、これらは、市長部局と教育委員会が連携強化することで、解決していけると思っております。 ここまでで、皆さんの御意見をいただきましたが、時間に多少の余裕がありますので、1つ目の議題を含めて御発言等ありましたら、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。
	<意見等なし>
市長	ありがとうございました。 そろそろお時間となりましたので、2つ目の議題について、まとめさせていただきます。 今回は、「スポーツ分野に関する事務の所管を市長部局へ」、「文化財分野については、教育委員会での所管を継続」、「文化振興分野については、将来的な移管を検討」という3点を「今後の事務の所管の方向性（案）」として提示し、これに対して委員の皆様から、様々な御意見を伺うことができました。 今後は本日の御意見を参考にしながら、教育委員会側の事務局とも連携を図りながら事務の所管に関する検討を進めてまいりたいと思います。

	なお、事務の所管変更につきましては、今後、教育委員会におきましても御審議をいただくことになろうかと思えます。その際には、御協力のほど、よろしくお願いします。 それでは、これを持ちまして、2つ目の議題を終了したいと思います。 議事の円滑な進行に御協力をいただきまして誠にありがとうございました。事務局に進行を返します。
企画部長	それでは、最後に、次第の3「その他」に移りたいと思えます。事務局から説明をお願いします。
事務局 (企画課長)	「その他」としまして、事務局から、2点御案内させていただきたいと思えます。 まず、教育大綱については、本会議でいただきました御意見等を踏まえて、変更作業を進めていきたいと思えます。変更した大綱ができましたら、改めて御連絡させていただきますので、よろしくお願いします。 また、文化・スポーツに関する事務の所管については、組織変更につながってまいる内容となっております。組織を変更する場合は、教育委員会の中でも改めて御検討が必要になろうかと思えますので、その際には、御協力のほど、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。
企画部長	それでは、これを持ちまして令和6年度第1回尾張旭市総合教育会議を終了させていただきます。 本日は長時間にわたって、御参加いただき、誠にありがとうございました。